

山陽小野田市水道局競争入札心得

令和 7 年 1 月 2 0 日

山陽小野田市水道局内規第 1 9 号

(目的)

第 1 条 山陽小野田市水道局（以下「局」という。）所掌の契約に係る一般競争、指名競争、総合評価競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）、山陽小野田市水道局会計規程（平成 1 7 年山陽小野田市水道事業管理規程第 2 1 号。以下「会計規程」という。）、山陽小野田市水道局電子入札実施要領（山陽小野田市水道局内規第 1 0 5 号。以下「電子入札要領」という。）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第 2 条 一般競争に参加しようとする者は、会計規程第 9 6 条の公告において指定した期日までに、令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、水道事業管理者（以下「管理者」という。）又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約担当者」という。）にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第 3 条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前（電子入札システムを利用して発注する入札（以下「電子入札」という。）にあつては、入札書提出締切日時までをいう。）までに見積金額の 1 0 0 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を管理者に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を管理者に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を

封皮に明記して該当提出書（有価証券を提供する場合は、該当提出書及び印鑑）を添えて差し出さなければならない。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は管理者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

5 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

6 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

（入札参加者の心得）

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約内容及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約内容等について疑義があるときは、原則として書面により関係職員の説明を求めることができる。

（電子入札）

第5条 電子入札が行なわれる場合については、次に掲げる各号に従うものとする。

(1) 電子入札システムにより入札書に必要な事項（当該案件に対する入札額及びくじ入力番号等）を入力し、記名押印に相当する電磁的記録による認証を付し、入札書提出締切日時までに提出しなければならない。ただし、電子入札要領第15条の規定により、紙入札での入札参加が認められた場合はこの限りでない。

(2) 前号ただし書きにより、紙入札を承認された場合は、入札書を様式1－3により作成して、別に定める「電子入札における紙入札の手引き」に従い提出しなければならない。

(3) 前号に規定する入札書は、直接持参するものとする。ただし、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約担当者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に入札件名を記載し、契約担当者あての親展で提出しなければならない。

(4) 前項ただし書の規定による入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

(紙入札)

第6条 紙入札が行われる場合については、次に掲げる各号に従うものとする。

(1) 入札書は、様式1-1（代理人による入札の場合は様式1-2）により作成し、封かんの上、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。

(2) 入札書は、直接持参しなければならない。ただし、入札保証金の全部の納付を免除された場合であつて、契約担当者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に入札件名を記載し、契約担当者あての親展で提出しなければならない。

(3) 前号ただし書の規定による入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

(4) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式2）を持参させなければならない。

(5) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(6) 入札参加者は、令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に低触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の辞退)

第8条 指名を受けた者は、次の各項に定める方法により入札を辞退することができる。

予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。

2 電子入札を執行するときは、入札書提出締切日時前において、電子入札又は書面により辞退届を提出するものとする。ただし、入札書提出締切日時において、入札書又は辞退届の提出がない場合は、当該入札を失格したものとみなす。

3 電子入札による入札書提出後は、辞退届の提出は受け付けない。ただし、他の案件を落札したことにより、技術者を配置できない等の特別な理由がある場合は、開札前に書面により辞退することができる。

4 紙入札を執行するときは、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退の方法は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第3）を契約担当者に直接持参又はファックス若しくは郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出若しくは辞退を申し出るにより行う。

5 入札を辞退した者又は第2項の規定により失格した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札の取りやめ等）

第9条 入札参加者が連合し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 令第167条の4第1項又は第2項に規定する者のした入札

(2) 令第167条の5第1項又は第167条の11第2項に規定する資格を有しない者のした入札

(3) 所定の日時までに所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札（免除した場合を除く。）

(4) 電子入札の場合で、次のいずれかに該当する入札

ア 入札書が入札書提出締切日時までに電子入札システムのサーバーに到達していない入札

イ 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に金額の記載のないもの若しくは入札書に記名、押印に相当する電磁的記録のないもの

ウ 電子入札システムの画面上に示された文字種、文字数、その他の指示に従わないで入力した事項を含む入札

エ 入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札

オ 電子入札システムの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札

カ 紙入札を認めない場合の紙入札による入札

キ 工事の入札時に工事費内訳書が電子入札システムのサーバーに到達していない入札

ク 工事の入札時に提出された工事費内訳書に次に掲げる不備がある入札

- ① 商号又は名称、住所及び工事名が確認できないもの
- ② 工事費内訳書中の工事価格と入札金額が一致していないもの
- ③ 工事費内訳書の各項目の金額の欄に空欄又は０円と記載のあるもの
- ④ 値引きの記載があるもの
- ⑤ その他明らかな不備があるもの

(5) 紙入札の場合で、次のいずれかに該当する入札

ア 委任状を持参しない代理人のした入札

イ 記名押印を欠く入札

ウ 金額を訂正した入札

エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

オ 明らかに連合によると認められる入札

カ 同一事項の入札について２通以上の入札書を提出した者の入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

ク 工事の入札時に工事費内訳書が提出されていない入札

ケ 工事の入札時に提出された工事費内訳書に次に掲げる不備がある入札

- ① 商号又は名称、住所及び工事名が確認できないもの

- ② 工事費内訳書中の工事価格と入札金額が一致していないもの
- ③ 工事費内訳書の各項目の金額の欄に空欄又は0円と記載のあるもの
- ④ 値引きの記載があるもの
- ⑤ その他明らかな不備があるもの

(6) 郵便による入札又は電信による入札を認めない場合の郵便による入札又は電信による入札

(7) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書等の取り扱い)

第11条 提出された入札書は開札前を含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(落札者の決定)

第12条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、局の支払の原因となる工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 調査基準価格を下回る入札を行った者は、契約担当者の行う調査に協力しなければならない。

3 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

(再度入札)

第13条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、電子入札若しくは郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、

契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。

- 2 再度入札は2回を限度とする。
- 3 再度の入札において、初度入札の最低価格以上の価格で入札した者は、当該入札に係るその後の入札に参加できないものとする。
- 4 第2項の規定において落札者がいないときは、予定価格と最低入札金額との差が小額で随意契約ができると認めるときを除き、新たに業者を指名し、競争入札を行うものとする。
- 5 紙入札の場合において、入札金額の読上げについては、各回とも、最低入札金額のみについて行うものとする。

(同価格等の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第14条 落札となるべき同価格の入札をした者又は総合評価競争入札において落札者となるべき最も高い評価値を得て入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の規定によるくじを引かせる場合については、次の各号の規定により落札者を決定する。

(1) 電子入札によるくじは、電子入札システムにより行うものとする。

(2) 紙入札によるくじは、契約担当者が指定する方法によりくじを行うこととする。

また、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第15条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 契約保証金に代わる担保とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 有価証券（利付国債に限る）

(2) 銀行等が発行した保証証書

(3) 西日本建設業保証㈱が発行した保証証書

(4) 保険会社が発行した履行保証保険証券

(5) 保険会社が発行した公共工事履行保証証券

3 契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、工事完成後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

(入札保証金等の振替え)

第16条 管理者において、必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書等の提出)

第17条 契約書を作成する場合においては、落札者は、落札決定の日以降に契約担当者から交付された契約書の案に記名捺印し、これを交付された日から10日以内に、契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書(様式第4) その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第18条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約内容及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(補則)

第19条 この心得に明記のない事項及び解釈については、局の指示によるものとする。

附 則

この心得は、令和7年1月20日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知する入札案件から適用する。

附 則

この心得は、令和7年10月1日から施行する。